

品川区児童相談所の政令指定要請について

児童福祉法第59条の4第1項に基づく政令で定める市（児童相談所を設置する市（特別区））の指定に向けた国への要請手続き（以下、「政令指定要請」という。）の進捗状況について報告する。

1 進捗状況

（1）東京都との児童相談所設置にかかる計画確認作業

区が設置する児童相談所の運営体制や都区間の連携方法等について、東京都との協議を3回実施した。

第1回	令和5年1月25日
第2回	令和5年5月12日
第3回	令和5年7月18日

（2）国（こども家庭庁）との事前協議

政令指定要請に向けたこども家庭庁との事前協議を令和5年6月2日に実施し、要請提出に必要な要件等が整っていることの確認を行った。

（3）東京都への副申依頼

政令指定要請に関して東京都より副申を受けるため、令和5年9月11日付で東京都知事に対して副申の依頼を行った。

2 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月 1日～	東京都からのケース引継ぎ開始
令和5年10月11日	こども家庭庁への政令指定要請書の提出
令和5年11月	品川区児童相談所設置条例提案予定
令和6年1月頃	政令指定要請にかかる閣議決定